



広報

FUKAURA

ふかうら

No.408

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

沿道美化清掃に

ご協力を！

毎年春に実施している沿道美化清掃について、今年も町内会等各種団体の協力のもと、全町において沿道・海岸及びJR沿線付近の一斉清掃を実施します。

また、コロナ禍での実施となりますので密接を避け、高齢者や体調がすぐれない方などは無理せず出来る範囲でご協力くださるようお願いいたします。

自然を大切にし、さわやかで、きれいな町にするためにも皆さんの御協力をお願いします。

なお、沿道美化清掃のごみ集積場所に、家庭のごみを出さないようにしてください。そのようなごみは回収しませんので、ご理解をお願いいたします。

◆実施日

4月16日（土）

□問合せ先

町民課

Tel 74-2115

ごみの不法投棄の禁止

について

◆ごみの不法投棄禁止について

最近、海岸や山間部の駐車場などへのごみの不法投棄が目立っています。ごみの不法投棄は、深浦町の美しい景観を損ない、自然環境を汚染するおそれがあるだけではなく、私たちが暮らす生活環境を汚染し、健康被害をもたらすことにもつながりかねませんので不法投棄は絶対にやめましょう。

◆ごみの不法投棄は重大な犯罪です

町では廃棄物不法投棄監視員を設置し不法投棄の監視・通報体制をとっています。不法投棄（未遂を含む）をした場合、個人には「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金」またはこの併科といった、厳しい処罰が科されることとなります。不法投棄を発見したときは、役場町民課に通報してください。

□通報・問合せ先

町民課 町民生活係

Tel 74-2115

4月1日から母子健康手帳の交付窓口が「健康推進課」になります

現在、深浦町役場町民課・大戸瀬支所・岩崎支所で、「妊娠届」を届出した方に母子健康手帳を交付していますが、4月1日から健康推進課（深浦診療所となり）のみで交付します。

町民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

◆妊娠届出時に持参するもの

- ・妊娠届出書（産婦人科医療機関から発行されたもの）
- ・妊婦連絡票（産婦人科医療機関から発行されたもの）
- ・個人番号カードまたは個人番号通知カード・妊婦の本人確認ができるもの（個人番号カードまたは運転免許証）
- ・国民健康保険に加入されている方は保険証

□問合せ先

健康推進課 保健師

Tel 82-0288

**今年の水田の営農計画を
検討・提出ください**

水田を耕作・転作・管理している農業者は、毎年、水田の営農計画を検討し、営農計画書の提出が必要で、町が把握している農業者には、ご案内と営農計画書の様式や各種申請の様式等を送付（4月10日頃までにお届けの予定）しておりますので、それに従って役場農林水産課へ提出をお願いします。（5月に地区別受付も行う予定です。）

※営農計画書の提出がない場合は、国や町による支援策（町による米価下落対応助成等）を受けられなくなる等、農業経営に支障をきたす場合もございます。

※町から営農計画書等が送付されない方（町が把握していない方）で、水田を耕作・管理している場合は、役場農林水産課にご連絡お手続きをお願いします。

◆水田の営農計画の検討等に当たっての留意点（経営所得安定対策等関係制度の昨年度からの変更点）

（1）ナラシ対策（収入減少影響緩和交付金）について

・集荷業者へ出荷する場合：6月末までに出荷契約したものが対象
・直接販売する場合：6月末までに販売計画を作成したものが対象

（2）飼料作物（牧草）への水田活用の直接支払交付金「戦略作物助成」について

・新たに播種して収穫する場合（一年生の場合）は昨年と同じ35,000円/10aですが、収穫のみを行う場合（多年生の場合）は10,000円/10aとなります。

（3）飼料用米の複数年契約交付金（国設定）について

令和2年または3年に複数年契約をした農業者のみを対象とし、助成額は、昨年度の半額の6,000円/10aとなります。

（4）町設定の産地交付金「主力高収益作物助成」「一般高収益作物助成」について

①食用として生産・販売したものを対象とします。（種苗用は対象外）

②現地確認等により、対象作物の植栽密度や肥培管理が不十分な場合や“捨て作り”と判断されるような場合は、助成対象外とします。

③計画した田において栽培・収穫した状況が明確にわかる写真を提出いただきます。

④販売伝票は、販売全数量がわかるものを提出いただきます。

※作付け予定面積に対し販売数量が少ない場合は、助成対象面積を減じる場合もあります。

（5）町設定の産地交付金「わら田放牧助成」「WCS用稲助成」「わら田放牧助成」について

①「わら田放牧助成」は、昨年度11,000円/10a ↓ 9,000円/10a となります。

②「わら田放牧助成」「WCS用稲助成」「水田放牧助成」とも令和4年度限りで廃止とする予定です。

◎昨年度まで主に9月に実施していた役場等による助成対象水田の現地確認は、今年度からは、営農計画書を受け付け次第、随時実施します。（改めての事前連絡は行いません。）

□提出先・問合せ先

農林水産課

（深浦町農業再生協議会事務局）

Tel 74-4411

鯨ヶ沢病院から

休診のお知らせ

鯨ヶ沢病院よりお知らせします。

◆休診

耳鼻咽喉科

4月15日（金）

都合により休診となります。

□問合せ先

鯨ヶ沢病院

Tel 72-3111



**県営住宅入居者
募集のお知らせ**

◆募集住戸

- ①新宮団地（五所川原市若葉3丁目地内）木造2LDK：1戸（1階玄関）
 - ②新宮団地（五所川原市若葉3丁目地内）木造3LDK：1戸（1階玄関）
 - ③広田団地（五所川原市みどり町5丁目地内）鉄筋コンクリート3LDK：1戸（1階玄関）
 - ④新宮団地（五所川原市長橋字広野地内）木造3LDK：1戸（特定公共賃貸住宅・1階玄関）
- ※申込者及び同居予定者の人数等の制限について、①は2人以上、②③は3人以上。
- ④は人数が2人以上で政令月額が158,000円以上487,000円以下に限る。
- ◆募集・受付・書類配布・説明期間
4月1日（金）～4月8日（金）
- ④は随時募集中（但し、入居者決定次第募集を締め切ります。すべて土、日祝日を除く）

◆その他

入居するには入居基準があり、家賃は所得金額に応じて決定します。

○家賃

- ①新宮団地：16,100円
～31,600円程度
- ②新宮団地：21,000円～
41,300円程度
- ③広田団地：12,800円～
25,200円程度
- ④新宮団地：58,000円
（一律）

- ※①～③は令和4年6月1日入居予定です。
- ※④は令和4年5月1日入居予定です。
- ※駐車場は原則として1住戸につき1台です。
- ※2台目駐車場については空区画がある場合のみ貸出します。
- ※駐車料金は、家賃とは別に徴収します。
- ※冬期の駐車場や共用部分の除雪は入居者の皆さんで行っていただきます。

□申込み・問合せ先

五所川原市大字金山字亀ヶ岡
46番地18
青森県営住宅等指定管理者
株式会社 サン・コーポレーシ
ョン 住宅管理係
TEL 0173-3813181

**（仮称）青森つがる市・鱒ヶ
沢町沖洋上風力発電事業計画段
階環境配慮書の縦覧について**

つがる市及び鱒ヶ沢町の沿岸域及び沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づく「計画段階環境配慮書」を以下のとおり縦覧いたします。

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見記入用紙に氏名、住所及び意見をご記入のうえ意見書箱に投函くださるか、問合せ先へ電子メールまたは郵送によりお寄せください。

◆縦覧場所

役場2階 総合戦略課
大戸瀬支所、岩崎支所

（8時15分～17時 土日・祝日を除く）

※インターネットによる電子縦覧も左記事業者ホームページにて行います。

<https://tokyu-reene.com/assess/aomorinonkaisouth1/>

◆縦覧期間

3月28日（月）～4月27日（水）

◆意見書受付期日

4月27日（水）17時（郵送の場合、4月27日（水）消印有効）

□問合せ先

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号渋谷ソラスタ

東急不動産株式会社

戦略事業ユニット インフラ・

インダストリー事業本部

再生可能エネルギー第一部

環境アセスメント担当

メールアドレス

TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

TEL 03-6455-2690

（9時30分～18時

土日・祝日除く）

固定資産課税台帳の縦覧 及び閲覧を実施します

町では、行政の一層の透明化、固定資産税評価及び課税の一層の適正化のため、令和4年度固定資産課税台帳の縦覧及び閲覧を次の日程で行います。

自分の所有している土地・建物の評価を知る良い機会です。特に前年不動産を売買された方や、家を新築または増築された方などは、縦覧及び閲覧するようお勧めします。

◆縦覧期間

4月1日（金）～5月31日（火）

※土・日・祭日を除く

◆閲覧期間

4月1日（金）から1年間

◆縦覧及び閲覧時間

8時15分～17時

◆縦覧及び閲覧場所

税務課、岩崎支所、大戸瀬支所

◆縦覧とは

町に固定資産税を納めている人、または納めている人からの委任状持参の方が土地の所在・地

番・地目・地籍・価格及び家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を他の土地や家屋と比較して見ることが出来る制度です。

◆閲覧とは

町に固定資産税を納めている人、または納めている人からの委任状持参の方が自分の土地及び家屋の評価額等を見ることが出来る制度です。

◆お願い

家屋等を取り壊した場合は、必ず家屋滅失（取壊し）申告書を出して下さるようお願いいたします。家屋滅失（取壊し）申告書は税務課及び各支所にありますので、お気軽にご相談ください。

□問合せ先

税務課 固定資産係

Tel 74-2114

愛車の住所変更は お忘れなく

自動車税種別割の納税通知書は、原則として4月1日現在での自動車登録の住所（車検証に記載

されている住所）にお送りいたします。引越しなどで住所が変わったときは、運輸支局で住所の「変更登録」を行う必要があります。

3月中に変更登録の手続きができない場合は、自動車税種別割の住所変更を行いますので、最寄りの地域県民局県税部までご連絡ください。

また、「青森県電子申請・届出システム」から届け出することもできますので、詳しくは県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.htm>

※車検証の住所は別途変更が必要

です。運輸支局での変更登録も忘れずに行ってください。

□問合せ先

西北地域県民局

県税部納税管理課

Tel 0173-34-2111

(内線210-211)

心の相談について

不眠、不安、憂うつ、仕事に手につかないなどの悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

◆相談日

毎月 第2木曜日

受付時間 13時～14時

◆令和4年度こころの健康相談日程

4月14日、5月12日、6月9日、7月14日、8月18日、9月8日、10月13日、11月10日、12月8日、令和5年1月12日、2月9日、3月9日

※電話等により事前の予約をお願いいたします。8月は第2木曜日が祝日となりますので、第3木曜日に開催します。

◆相談担当

精神科嘱託医、精神保健福祉相談員

◆相談場所

五所川原保健所

□問合せ先

五所川原保健所 健康増進課

精神保健福祉担当

Tel 0173-34-2108

**令和4年度手話奉仕員養成
講座受講者募集について**

令和4年度の手話奉仕員養成講座を五所川原市・つがる市・鶴田町・中泊町・鯉ヶ沢町・深浦町の西北五圏域において合同で、実施しますので受講生を募集します。聴覚障害者の生活や福祉制度について理解と認識を深め、日常生活に必要な手話を習得します。手話奉仕員養成講座には、入門課程と基礎課程の2種類があります。

◎入門課程（初心者向け）

- ◆日 時 5月13日～11月11日
毎週金曜日 19時～20時30分
- ◆場 所 五所川原市中央公民館
2階 第一会議
- ◆内 容 手話実技・講義・交流
- ◆対 象 聴覚障害者との交流を希望し、手話を学びたい、16歳以上の方
- ◆定 員 15人

◆受講料

無料（テキスト代実費3,300円税込）

◆申込方法

4月20日（必着）までに往復はがきで申し込んでください。受講の可否は返信用はがきでお知らせします。

◎基礎課程

◆日 時

4月19日（火）～10月18日（火）
毎週火曜日 19時～20時30分

◆場 所

つがる市生涯学習交流センター「松の館」1階 会議室B

◆内 容

手話実技・講義・交流

◆対 象

入門課程修了者の方

◆定 員 12名

◆申込方法

3月30日（必着）までに往復はがきで申し込んでください。受講の可否は返信用はがきでお知らせします。

【往復はがきの書き方】

- ① 「往信のあて先」
〒037-0632

五所川原市高野字柳田245番地1

西北五ろうあ協会手話対策部
あて

② 「往信」の裏には、受講希望課程名・氏名・年齢・連絡先（FAX、メールアドレス、または携帯電話番号）を必ず記入してください。

③ 「返信のあて先」は、住所と氏名を必ず記入してください。返信の裏は白紙のままようお願いします。

□問合せ先

五所川原市役所
福祉部福祉政策課
Tel 0173-35-2111
(内線2499)

つがる市役所 障害福祉係
Tel 0173-42-2111
(内線241・248)

西北五ろうあ協会手話対策部
FAX 0173-29-2421

**青森県司法書士会
公式キャラクターデザイン
の募集について**

青森県司法書士会では、司法書士制度150周年（2022年）を記念し、当会及び司法書士制度

についてより多くの方から関心を持つていただくことを目的に、当会の公式キャラクターを決定することとし、キャラクターのデザインと愛称を広く募集することとしました。

◆募集内容

司法書士をイメージした、多くの方から親しまれるキャラクターのデザインと愛称（青森県らしさがあり、司法書士のPRにつながるもの）

◆募集期間

4月1日（金）～6月30日（木）

◆応募資格

プロ・アマの別、年齢、居住地は問いません。

◆表彰

採用された作品1点の応募者に賞金30万円を贈呈

※詳細な応募方法・条件等については、当会HPにてお知らせします。

□問合せ先

青森県司法書士会
Tel 017-776-8398

**地域子育て支援センター
新年度利用者
募集のお知らせ**

地域子育て支援センター「ほほえみ」は、地域の方々に親しまれ、誰でも気軽に遊びに来て、子育てを通して笑顔あふれる日々を過ごせる温かい居場所となれることを目指しています。これからお母さんになれる妊婦さん、「子育てに悩み不安を持っている方や困っている方」、「友達づくりをしたい方」を応援します。

お母さん同士子育ての情報交換や、おしゃべり、おもちゃで遊んでリフレッシュできますのでどうぞご利用ください。（お母さん方にはコーヒーやお茶を準備してお待ちしております。）

◎新年度歓迎会

初めての方、大歓迎！赤ちゃん（生後2か月から）も大歓迎！申し込みは必要ありません。お子さんの必要なものを持って気軽に遊びにおいでください。（飲み物・少しのおやつ・着替え等）

◆4月5日（火）

9時30分～11時30分

めぐみ子ども園内「子育て支援室」

◆4月7日（木）

9時30分～11時30分

深浦町公民館

◎保育体験

「保育園（子ども園）ってどんなところ？」「近くに友達がいないくて…」とお考えのお母さん、一度のぞいてみませんか？

手遊びをしたり、絵本を見たり、親子でゲームやおもちゃ作り、四季折々の遊びなどをして一緒に楽しんでいきます。

◆日時・場所

☆第1・3・5火曜日

9時30分～11時30分

めぐみ子ども園内「子育て支援室」

☆第1・3・5木曜日

9時30分～11時30分

深浦町公民館

◎サークル活動

お母さんが中心になって、「ハンドベル」「手作りおやつ」「簡単な手芸」などおしゃべりをしながらみんなで楽しんでいきます。

◆日時・場所

☆第2・4火曜日

9時30分～11時30分

めぐみ子ども園内「子育て支援室」

☆第2・4木曜日

9時30分～11時30分

深浦町公民館

◎ほほえみ広場

子育て中のお母さん、お子さん、妊婦さんのために、めぐみ子ども園内「子育て支援室」や園庭、深浦町公民館の施設の一部を誰でも気軽に遊びに来られるように開放しています。

◆日時・場所

☆火曜日、水曜日

9時30分～14時

めぐみ子ども園「子育て支援室」

☆木曜日

9時30分～14時

深浦町公民館

遊んだ後は、お弁当やおやつを食べたり、お出かけの途中の休憩場所としてもご利用いただけますので、ぜひみなさん気軽にお立ち寄りください。お待ちしております。

◎子育て相談

今、子育て中のお母さん、お子

さんのことでお困りのことはありませんか？一人で悩むより、まずは相談してみましよう。

◆相談受付日時

☆電話相談・面接相談・訪問相談

毎週月～金曜日 9時～17時

土曜日 9時～12時

手紙相談は随時受付しています。

※ただし、面接相談・訪問相談は予約が必要です。また、電話相談は匿名でも受付します。

・相談電話番号 76-2039

◎子育て研修会（月1回）

子育てが楽しくなるお話や子育ての参考になる遊び、料理作り、ミニコンサート等を開きます。日時、内容などは、ほほえみ通信やポスター等でお知らせします。研修会の参加は、基本的に無料です。（活動内容により別途負担有り）

□問合せ先

〒038-2503

深浦町大字関字柝沢84-9

地域子育て支援センター

『ほほえみ』

TEL 76-2039

FAX 76-2063

深浦町商工業者事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、県内においては、まん延防止等重点措置の実施により移動の自粛等が求められ、観光業を基幹産業とする深浦町においても関連業種で大きな影響を受けています。

このため、一定要件に基づき商工業者の事業継続に向けた支援金を給付します。

（１）対象事業者等

対象事業者	深浦町内に事業所を有する商工業者 （ただし、建設業関係（土木・建設・鉄筋工業・塗装業・内装関連業・建築設計業等）を除く） ※農林畜水産業（法人含む）、福祉・医療関連、宗教関連についても対象外となります。
対象要件	◆次のいずれにも該当すること。 ア 令和3年3月31日以前より深浦町内に事業所を有する商工業者であること。 イ 令和2年度または令和元年度の事業収入が120万円以上であること。 ウ 令和3年度の事業収入が令和2年度または令和元年度の事業収入と比較して20%以上減少していること。 エ 現に事業活動を行っているとともに、今後も事業活動を継続する意思があること。 オ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であること。 カ 深浦町暴力団排除条例に違反しないこと。
支給額	ア 宿泊業者 20万円 イ 宿泊業者以外の事業者 10万円（個人・法人問わず） ※町内に複数の事業所・店舗がある場合でも、1事業者あたり上記の支給額となります。

（２）申請に必要とする書類

- ①深浦町商工業者事業継続支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②確定申告書の写し（令和3年度及び令和2年度または令和元年度分。複数事業を一括して確定申告している場合は、該当事業の収入額が明確に分かる書類も必要）
- ③事業内容が分かる書類（帳簿、営業許可証など）
- ④誓約書（様式第2号）

（３）申請期間

4月4日（月）から7月29日（金）

※法人であって、上記の期限までに決算処理が終わらない場合は、別途、ご連絡ください。

（４）申請先

深浦町観光課商工振興係 郵送または持参提出ください。

〒038-2324 深浦町大字深浦字苗代沢84-2 深浦町役場 観光課商工振興係

（５）その他

申請書類のうち「深浦町商工業者事業継続支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）」

「誓約書（様式第2号）」は、ホームページでダウンロードするか、

深浦町観光課、岩崎支所、大戸瀬支所窓口でお受取りください。

お問合せ先：深浦町役場観光課 TEL 74-4412（直通）

家計急変世帯に対する給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、以下の要件に該当する世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付します。

■給付対象

申請時点において深浦町に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯のみです。

その他の理由によって収入が減少した場合や、新型コロナウイルス感染症によらない原因によって住民税非課税相当となった場合は対象となりません。

住民税非課税世帯臨時特別給付金を給付された世帯は、対象となりません。

■収入判定の目安

世帯としての収入の合計ではなく、世帯員全員の個々の収入が住民税非課税相当かどうかで判断します。住民税非課税相当かどうかは、令和3年1月以降の「任意の1か月の収入」を1.2倍することで年収に換算して判定します。

なお、収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。この場合、令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票の写しなどで判定します。

住民税非課税相当限度額確認表（参考）

扶養している親族の人数	非課税相当収入 （給与）限度額	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がない場合	930,000円	380,000円
1人（例：配偶者のみ扶養）	1,378,000円	828,000円
2人（例：配偶者+子1人）	1,683,999円	1,108,000円
3人（例：配偶者+子2人）	2,099,999円	1,388,000円
4人（例：配偶者+子3人）	2,499,999円	1,668,000円
5人（例：配偶者+子4人）	2,899,999円	1,948,000円

■判定の例

- ・いずれの場合も、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことが前提です。
- ・世帯員のうち、収入がある方全員について判定します。

■手続方法

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」及び「簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変世帯】」の提出が必要です。

申請書等は、返信用封筒と併せて役場福祉課・岩崎支所・大戸瀬支所に準備しますので、

提出は郵送で行うようお願いいたします。

なお、虚偽の申請により不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。

■提出書類

- 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）
- 2 申請・請求者の本人確認書類の写し（コピー）
※申請・請求者の運転免許証（両面）、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ。マイナンバーの記載がある場合は黒塗りさせていただきます。）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- 3 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 4 簡易な収入（所得）見込額の申立書
- 5 「任意の1か月の収入」または「令和3年中の収入の見込額」の状況を確認できる書類の写し（コピー）※「任意の1か月の収入」…給与明細書、年金振込通知書、事業収入・不動産収入に係る経費の金額の分かる書類等
※「令和3年中の収入の見込額」…源泉徴収票、確定申告書等

■提出期限 9月30日（金）

□問合せ先 福祉課 TEL 74-2117

『みちのく・ふるさと貢献基金』

助成事業募集のお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金では、県内における個人、団体、NPO法人、企業等が地域の発展、地域貢献に資するために地域資源を活用・創造する活動や、健康増進、医療、福祉、環境に関連する活動に対し、必要な費用を助成しています。

■応募期間 4月1日（金）～6月30日（木）

■応募方法 ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入して財団事務局へ送付してください。

■助成金 必要費用以内で、100万円を限度とします。

□問合せ先 公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局
TEL 017-774-1179
URL : <http://www.michinoku-furusato.or.jp>

深浦消防署・岩崎分署

令和4年

【統一標語】

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

令和4年 4月11日(月) ~ 4月17日(日)

県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。春は風が強く空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。日頃から防火を心掛け尊い生命と貴重な財産を火災から守りましょう。

※今回は消防車両等による春の火災予防パレードは実施しません。

皆さんは気を付けていますか？

住宅
防火

いのちを守る

10のポイント

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 ごんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストープやごんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使用方法を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

これらのポイントを意識して習慣づけていきましょう！！

《お問合せは深浦消防署または、岩崎分署 予防係まで》
《 Tel 深浦消防署：74-2994 岩崎分署：77-2119 》

法テラス鯉ヶ沢通信 vol. 74



遠藤弁護士

■法テラス鯉ヶ沢法律事務所の概要

所在地 〒038-2761

鯉ヶ沢町舞戸町後家屋敷9-4 鯉ヶ沢町総合保健福祉センター内

時間 9:00～17:00（土・日・祝日は休業）

業務 ・有料及び無料法律相談（要予約、無料相談は条件有り）

※高齢者や障がいのある方など、法律事務所へお越しいただくことが困難な場合は出張法律相談ができる場合があります。

・訴訟手続代理業務や債務整理代理業務など事件の受任

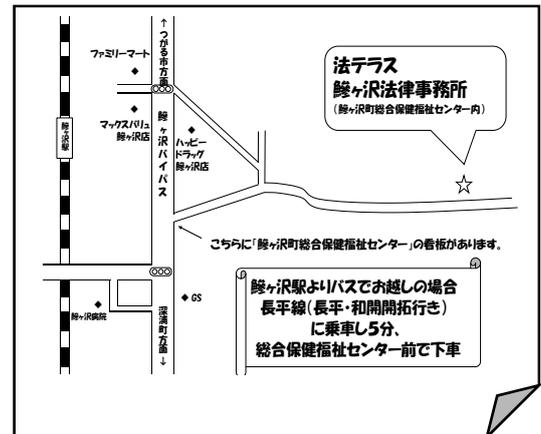
～遠藤弁護士一言メモ～

令和6年4月から、不動産の相続登記が義務化されます。法改正により、不動産を相続したことを知った日から3年以内に登記をすることが必要となります。

所有者が分からない不動産を生じさせないようにするための法律の改正で、登記を期限内にしないと10万円以下の過料（かりょう）とされています。実際どのようなケースで過料となるのか運用はまだわかりませんが、不動産の相続が発生した場合には、司法書士の先生などに登記の相談をされた方がよさそうです。

□問合せ先 法テラス鯉ヶ沢法律事務所

TEL 050-3383-8369



ふかうら文学館図書室 新着本のご案内

■一般書

書名	編著者等	書名	編著者等
ブラックボックス	砂川 文次	同志少女よ、敵を撃て	逢坂 冬馬
「なんとなく生きづらい」がフツとなくなるノート	前田 泰章	自分を傷つけてしまう人のためのレスキューガイド	松本 俊彦
School girl	九段 理江	つながりからみた自殺予防	太刀川 弘和
皆のあらばしり	乗代 雄介	我が友、スミス	石田 夏穂
塞王の楯	今村 翔吾		

ご希望の本が町内施設にない場合は、青森県立図書館などから取り寄せて借りることができます。

また、大戸瀬支所、岩崎支所でも貸出・返却が可能です。

□問合せ先 ふかうら文学館 TEL 84-1070

ふかうらまちカレンダー

4月

口問合せ先 総合戦略課 企画調整係 TEL 74-2122

★は深浦町公民館活動

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
27	28	29	30	31	1	2 ★グランドゴルフ協会(13時～) ★深浦婦人会(19時～)
3 ★将棋愛好会(10時～)	4 ★グランドゴルフ協会(13時～) ★日本教育書道会書道教室(15時～)	5 ★エコクラフト愛好会(10時～)	6 ★サークル人形愛好会(11時～)	7 町内小中学校入学式 ★支援センターほほえみ(9時30分～)	8 ★花咲会(10時～)	9 ★グランドゴルフ協会(13時～)
10	11 ★パッチワーク愛好会(10時～) ★日本教育書道会書道教室(15時～)	12 ★エコクラフト愛好会(10時～)	13	14 ★支援センターほほえみ(9時30分～) ★拳舞の会(13時～) ★光楓書友会(18時～) ★油絵愛好会(19時～)	15	16 ★書道愛好会(13時～)
17 ★将棋愛好会(10時～)	18 ★日本教育書道会書道教室(15時～)	19 ★エコクラフト愛好会(10時～) ★弘前ヒヤリング(13時～)	20 ★サークル人形愛好会(11時～)	21 ★支援センターほほえみ(9時30分～)	22 ★料愛クラブ(9時～)	23
24	25 ★パッチワーク愛好会(10時～) ★日本教育書道会書道教室(15時～)	26 ★エコクラフト愛好会(10時～)	27	28 ★支援センターほほえみ(9時30分～) ★拳舞の会(13時～) ★光楓書友会(18時～) ★油絵愛好会(19時～)	29 昭和の日	30